

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
【環境局環境監視部環境監視課】 2

### ◇ 公 告

- 都市公園法違反の車両の除却【建設局公園緑地部公園管理課】 7
- 特定調達契約の相手方の決定【総務局総務部法制課】 8

北九州市告示第404号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和4年10月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町1番1号  
日本製鉄株式会社 九州製鉄所  
所長 野見山裕治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町1番1号  
日本製鉄株式会社 九州製鉄所 八幡地区（戸畑）

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
名称	2APL連続焼鈍酸洗設備
能力	22,000t/月

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 792 最大 1,500
水素イオン濃度	通常 1.3 ~ 1.5 最大 1.3 ~ 1.5
化学的酸素要求量 ( $mg / \ell$ )	通常 180 最大 230
浮遊物質量 ( $mg / \ell$ )	通常 50 最大 90
ノルマルヘキササン抽出物質含有量 ( $mg / \ell$ )	通常 0.5 最大 0.7
窒素含有量 ( $mg / \ell$ )	通常 2.0 最大 2.5
りん 含有量 ( $mg / \ell$ )	通常 0.3 最大 0.4
溶解性鉄含有量 ( $mg / \ell$ )	通常 700 最大 1,600

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

ア 1次処理中和装置

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 792 最大 1,500	同左
水素イオン濃度	通常 5 ~ 9 最大 5 ~ 9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg / \ell$ )	通常 180 最大 230	同左
浮遊物質量 ( $mg / \ell$ )	通常 50 最大 90	同左
ノルマルヘキササン抽出 物質含有量 ( $mg / \ell$ )	通常 0.5 最大 0.7	同左

窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2.5	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.4	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 500未満 最大 500未満	同左

イ 北弱酸処理場

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 21,015 最大 25,295	通常 19,273 最大 22,770
水素イオン濃度	通常 5～9 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 50	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 30 最大 50	同左
ノルマルヘキサノ抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常 4.5 最大 10	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 1.5 最大 2	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 0.3 最大 0.6	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 4.5 最大 9	同左
クロム含有物 (mg/ℓ)	通常 0.05未満 最大 0.05未満	同左
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	通常 0.05未満 最大 0.05未満	同左

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前		設置後	
排出水の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常	104, 160	通常	100, 794
	最大	117, 480	最大	114, 897
水素イオン濃度	通常	6.7	通常	6.7~8.4
	最大	8.4	最大	6.7~8.4
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	7.5	同左	
	最大	15.3		
浮遊物質 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	16	同左	
	最大	33		
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	6.0	同左	
	最大	9.0		
燐含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.3	同左	
	最大	0.5		
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	1.0	同左	
	最大	2.0		
ほう素及びその化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	15.0	同左	
	最大	30.0		
ふっ素及びその化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	3.0	同左	
	最大	6.0		
アンモニア、アンモニ ウム化合物、亜硝酸化 合物及び硝酸化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	6.0	同左	
	最大	9.0		
溶解性鉄含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.5未満	同左	
	最大	0.5未満		
クロム含有物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.05未満	同左	
	最大	0.05未満		
六価クロム化合物 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常	0.05未満	同左	
	最大	0.05未満		

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和4年10月17日から同年11月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

（2） 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年11月7日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第702号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第1項の規定により、次の車両の除却を命ぜられるべき者を確知することができないため、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月17日

北九州市長 北橋 健治

命令の内容

次の車両の所有者等は、都市公園法第6条第1項の規定に違反しているため、当該車両を令和4年10月31日までに除却することを命ずる。

なお、同日までに除却をされない場合は、北九州市において除却する。この場合において、当該除却に要した費用は、同法第27条第9項の規定により、当該車両の所有者等の負担とする。

種類、型式等	放置場所
普通乗用自動車 日産 エルグランド 登録番号 北九州300は8257	門司区旧門司二丁目5番 和布刈公園ノーフォーク広場駐 車場内
普通乗用自動車 ダイハツ ハイジェット 登録番号 北九州480さ862	八幡東区桃園四丁目2番 桃園公園運動場駐車場内
普通乗用自動車 トヨタ カローラII 登録番号 北九州59ね9528	八幡東区桃園四丁目2番 桃園公園運動場駐車場内
普通乗用自動車 スズキ アルト 登録番号 北九州480き8879	八幡東区桃園四丁目2番 桃園公園運動場駐車場内
普通乗用自動車 スズキ アルト 登録番号 北九州580め1143	八幡東区桃園四丁目2番 桃園公園運動場駐車場内

北九州市公告第706号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特例調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年10月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

令和4年度文書管理システム及び電子決裁システム システム基盤更新対応一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市総務局総務部法制課  
北九州市小倉北区城内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年9月16日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社日立製作所九州支社北九州支店  
北九州市小倉北区堺町一丁目2番16号

5 契約金額

4,082万3,970円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第11条第1項第2号に該当するため